

幸田町文化振興協会 Twitter 運用ポリシー

1. 目的

Twitter の特性である拡張性、即時性等を活用し、「ハッピネス・ヒル・幸田」に関する様々な情報を積極的かつ即時に発信することを目的とします。

2. 適用範囲

「ハッピネス・ヒル・幸田」の指定管理者である幸田町文化振興協会が Twitter を用いて、情報発信する際に適用します。

3. 管理者

アカウントの取得及び管理は、幸田町文化振興協会が行います。管理者は予告なしに、運用の停止又は中止、及び本サイトに掲載されている情報の全部又は一部を変更する場合があります。

4. 発信する内容

- (1) イベント等の案内、PR
- (2) 事業、制度等の紹介や告知
- (3) イベント開催時の施設および駐車場の混雑状況
- (4) その他、担当業務に関する情報の提供

5. 投稿等への対応

Twitter へのコメントやメッセージに対して、原則として返信はいたしません。ご意見、お問合せにつきましては、各館公式ホームページに記載のメールアドレスまでお問合せください。また、フォローについては原則すべて受け付けます。ただし、幸田町文化振興協会からフォローをすることは原則として行いませんのであらかじめご了承ください。

6. 禁止事項

下記事項に該当する投稿やコメントは投稿者に断りなく、全部または一部を削除する場合があります。

- ・法律・法令等に違反している内容、または違反するおそれがある内容
- ・特定の個人、企業、団体、国、地域などを誹謗中傷する内容
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- ・公序良俗に反する内容
- ・政治・宗教活動を目的とする内容
- ・犯罪行為を助長する内容
- ・本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいするなどのプライバシーを侵害する内容
- ・第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害する内容

- ・人種、思想、信条などの差別または差別を助長させる内容
- ・他者になりすますなど、虚偽または著しく事実と異なる内容
- ・わいせつな表現などを含む不適切な内容
- ・その他、運営上、他人に不利益を与えるなど、不相当であると判断される内容

7. 知的財産権

当ページに掲載している個々の情報（写真・イラスト・音声・動画および記事など）の知的財産権は幸田町文化振興協会または協会以外の現著作者等に帰属します。当ページの内容について「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

8. 免責事項

- (1) 幸田町文化振興協会は、Twitter の特性上、当ページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 幸田町文化振興協会は、利用者が当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 幸田町文化振興協会は、利用者により投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。
- (4) 幸田町文化振興協会は、利用者間または利用者と第三者間のトラブルによって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 上記の他、幸田町文化振興協会は当ページに関連する事項に起因または関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

【お問い合わせ】

幸田町文化振興協会

電話 : 0564-63-1111

メール : hapiru@happiness.kota.aichi.jp